

入札公告

自動販売機の設置の用に供するため行政財産の貸付けについて、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び諏訪市財務規則(昭和55年規則第1号。以下「財務規則」という。)第106条第1項の規定により公告する。

令和8年3月9日

諏訪市長 金子 ゆかり

1. 入札に附する事項

- (1) 件名：自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積(設置台数)：入札説明書のとおり
- (3) 貸付期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日(更新なし)
- (4) その他：入札は、入札説明書に示す物件番号ごとに行う。

2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項の規定のいずれにも該当しない者(いずれかに該当した者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。)であること。
- (3) 入札執行後、契約開始日(令和8年4月1日)に販売を開始できること。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、諏訪市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績が公告日から過去3年以内にあること。
- (7) 国・県・市税を滞納していないこと。
- (8) 入札公告の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がいる法人等
 - イ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、

又は関与している法人等
オ 役員など又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

3. 入札・開札の場所及び日時

日 時 令和 8 年 3 月 26 日(木) 9 時 10 分から (詳細は入札説明書による)
場 所 諏訪市高島一丁目 22 番 30 号 諏訪市役所 5 階 501 会議室
その他 郵送・電報・電送その他の方法による入札は認めない。

4. 現地説明を下記日程で実施する。

日 時 令和 8 年 3 月 10 日(火) から令和 8 年 3 月 19 日(木)
(参加希望者はあらかじめ都市計画課へ連絡すること)
場 所 白狐公園 諏訪市四賀字山ノ免 391 番地 1 他

5. 入札の無効

2. の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

6. その他

詳細は入札説明書による。

7. 入札に関する問い合わせ先

諏訪市役所 建設部都市計画課 計画・公園係 担当：宮坂
電話番号 0266-52-4141 (内線 263)